個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　指定管理者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならないこと。又は不当な目的に使用してはならないこと。その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供）

第５　乙は、室戸市（以下「甲」という。）の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第８　乙は、この契約を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（実地調査）

第 10　甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に実地調査することができるものとする。

（注）内容に即して甲乙協議のうえ、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができる。